# 北医療生協 東部訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 北医療生活協同組合が開設する北医療生協東部訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)が行う指定訪問看護事業、介護予防訪問看護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員その他の従事者(以下「看護職員等」という)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、かかりつけ医師が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運宮の方針)

- 第2条 ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身特性を踏まえ、日常生活動作の維持・回復を図る とともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2、指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立して日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3、事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 北医療生協東部訪問看護ステーション
- (2) 所在地 名古屋市名東区香南 2-1302 高木ビル 2C 号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

従業者(准看護師を除く。)は、訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及 び介護予防訪問看護報告書の作成を行う。

ア 看護職員

保健師、看護師又は准看護師

2.5 名以上(常勤換算)

看護職員は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の 補助を行う。

イ 理学療法士等

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。

## (営業日及び営業時間)

- 第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
  - (1) 月曜日~土曜日 9時~17時30分
  - (2) 休業日 日曜日、祝日、8月15日、年末年始(12月30日~1月3日)
  - (3) 電話により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

#### (訪問看護の内容)

- 第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする.
- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪など保清の援助、清潔の保持
- (3) 食事や排泄など日常生活の世話
- (4) 体位交換、褥創の処置
- (5) カテーテルなどの管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 家族への介護指導
- (9) その他、医師の指示に基づく医療処置
- (10) ターミナルケア

#### (利用料)

- 第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものと
  - し、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、負担割合証の割合の額とする。
- 2 次条の事業実施地域を越える指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。
  - (1) 事業所から直線距離で片道 3km未満 無料
- (2) 事業所から直線距離で片道 3kmを超える場合は1kmごとに200円追加
- 3 前2項の費用徴収には、利用者又はその家族に対し事前に文書説明し、支払に同意の旨の文書に署名(記 名押印)を受けることとする。

# (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は名東区、守山区、千種区とする。

### (緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に利用者の病状急変、その他緊急事態発生時は、必要な臨時応急 の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

### (身体拘束の制限)

第10条 事業所は、訪問看護及び介護訪問看護の提供に当たっては、当該利用者の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊 急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の利用者の心 身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。 (虐待の防止に関する事項)

- 第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 虐待の発生または、その再発防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を事業所に従事する者に周知します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所に従事する者に対し、虐待防止のための研修を年1回以上実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を管理者が責任者として担当し、適切に実施します。
- 2、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

(その他運営についての留意事項)

- 第 12 条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るため研修の機会を次のように設け、業務体制を整備する。
- (1)採用時研修 採用後1ケ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、退職後もこれら秘密 を保持するべき旨を従事者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は北医療生活協同組合とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は平成27年5月1日から施行する。

平成27年8月1日 規定 第7条を改訂

平成27年9月1日 規定 第4条(2)を改訂

平成27年10月1日 規定 第5条(3)第6条(10)を改訂

平成28年4月1日 規定 第4条(2)を改訂

平成30年4月1日 規定 第4条(2)第7条 第8条 を改訂

1/4/ 0 0 | 1/11 | 1/4/ 1/1/ (1/4/ 1/4/ 1/4/ 1/4/ E3/H)

平成31年1月4日 規定 第4条(2)を改訂 令和1年5月1日 規定 第4条(2)を改訂

平成31年3月1日 規定 第4条(2)を改訂 令和2年3月2日 規定 第4条(2)を改訂

平成30年7月3日 規定 第4条(2)を改訂

令和2年3月16日 規定 第4条(2)を改訂

令和2年4月8日 規定 第4条(2)を改訂

令和2年11月1日 規定 第4条(2)を改訂

令和3年3月1日 規定 第4条(2)を改訂

令和3年5月10日 規定 第4条(2)を改訂

令和5年6月1日 規定 第4条(2)第10条 第11条 を改訂

令和5年8月1日 規定 第4条を改訂

令和6年4月1日 規定 第10条 第11条 第12条を改訂